

石川県内灘町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 通年議会の導入

町的意思を決定し、執行機関を監視する議会は、地方自治における二元代表制の一翼を担う機関であり、議会活動の更なる活性化を図り、その機能を最大限に発揮することを目的に、内灘町議会では、平成26年6月からの試行期間を経て、平成28年1月から通年議会を本格導入した。会期にとらわれず、活発な議論が展開され、災害時の迅速な対応や突発的行政課題への対応も可能になり、監視機能の強化が図られている。

2. タブレット・パソコンの導入

平成26年6月からタブレット・パソコンを導入し、議会の会議で配布される膨大な紙ベースの資料をなくし、資源の低減と経費の削減を図るとともに、各種資料のデータ化によって、過去の資料閲覧が容易にできるようになり、活発な議員活動の円滑化に寄与している。また、執行部の資料作成の負担軽減にもつながっている。さらに、各種会議の開催通知や町執行部からの緊急連絡・行事案内等を速やかに連絡することができるようになった。

自宅にパソコンを持っていない議員も、タブレット・パソコンを使用して、いつでも先進事例等の調査が行えるほか、執行部が作成した各種計画や資料を閲覧することができるため、個々の議会活動にも活用することが可能となっている。

3. 毎月の全員協議会・常任委員会の開催

平成20年4月から、6・9・12・3月の議会定例会を除き、毎月全員協議会を開催している。また、同年7月から各常任委員会も全員協議会の前に開催することとなり、町各種施策や現状などチェック体制機能の充実が図られている。

(事績2) 住民に開かれた議会

内灘町議会は、町民への情報公開と説明責任を果たすため、議会でどのような議論が行われ、決定されたのかを伝えることで、議会の透明性を確保し、議会や町政に対する関心を高めてもらえるよう努めている。

1. 議会だよりの発行

議会の議決結果、委員会審議の内容、議員一般質問など議会の活動を伝えるため「うちなだ議会だより」を年4回発行し、各戸配布している。議会広報対策特別委員会が中心となって、「読んでもらえる広報」を念頭に、手に取って読みたくなるような写真の選定や中学生にも理解できる表現を心掛け、編集に取り組んでいる。また、毎号、町内で活動する団体へのインタビュー記事を掲載し、町民参加型の紙面づくりを行うことで、親しみやすい広報紙となるよう努めている。

2. 議会広報モニターの設置

議会だよりが、町民に対して一方通行にならないようにという方針から、議会広報モニター制度を取り入れ、毎号議会だよりに関する意見や感想をいただき、編集作業や企画の参考としている。また、年に1回、広報委員とモニターが意見交換を行い、直接交流する場を設定している。

3. ホームページ掲載・ケーブルテレビでの議会中継・インターネット録画配信

町ホームページの議会ページにおいて、議会の開催案内、議員一般質問の項目を掲載している。本会議終了後は、インターネット録画配信を行っている。なお、金沢ケーブルテレビで、議員一般質問の様態を生中継し、視聴することができる。

4. 傍聴しやすい環境

議会や委員会の傍聴案内を町広報紙・議会広報紙・ホームページで事前にお知らせをしている。本会議は、受付で住所・氏名・年齢を傍聴券に記入いただければ誰でも傍聴することができます。また、傍聴席への通路は、スロープになっているので、車いすでの入場も可能です。傍聴者には、議事日程や一般質問項目一覧の配布を行っている。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

「明るい元気な町」を目指し、誰もが行きたい街、住みたい街、住み続けたいと思える街の創造に取り組んでいます。

2020年は、新型コロナウイルス感染が全国に急増し、今後の感染拡大が懸念され、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、「緊急事態宣言」を4月に7都道府県に発令した。石川県においても独自の「緊急事態宣言」を出したが、政府は石川県を含む6都道府県を、重点的に感染拡大防止の取り組みを進める必要のある「特定警戒都道府県」とした。

こうしたことから、2020年4月24日、内灘町議会としても町民の命と健康、生活を守るため、町の対応と足並みを揃えつつ、新型コロナウイルス対策が充実することを目的として、全議員で構成する「内灘町議員新型コロナウイルス対策本部」を設置した。

1. 議会運営に係る対応について

《本会議》

- ① 議場の出入口及び傍聴席出入口の扉は、可能な限り開放のまま本会議を実施する。
- ② 会議は適宜休憩を入れ、定期的に議場内の窓を開け換気を行う。
- ③ スピーディーな会議の進行に努める。
- ④ 「密閉」、「密集」、「密接」の三密となる状況を避ける。
- ⑤ 当面の間、報道機関以外の本会議傍聴はお断りする。
- ⑥ 感染拡大が見られる状況になれば、開催のあり方について改めて検討する。

《全員協議会・委員会》

- ① 三密となる状況を避けるため、全員協議会は町民ホール、議会運営委員会と総務産業建設常任委員会は全員協議会室、文教福祉常任委員会は他の会議室で行う。
- ② 定期的に会議室の窓を開け換気を行うと共に、扉は可能な限り開放のまま会議を実施する。
- ③ スピーディーな会議の進行に努める。
- ④ 委員会に出席する説明員は、町長、教育長、部長を除き、報告事案等の担当部署ごとに入れ替え制とする。
- ⑤ 会議は適宜休憩を入れる。

- ⑥ 当面の間、報道機関以外の傍聴はお断りする。
- ⑦ ウェブ会議等の導入を推進していくこととし、当面は議会運営委員会での開催を検討していく。

2. 議員活動について

- ① 議員及び議会事務局職員で体調が悪い場合、ただちに事務局に連絡する。
- ② 会議等で役場に登庁する場合、自宅で検温し平熱を確認してから出席する。
- ③ 議員及びその家族に発熱等の症状が見られる場合、ただちに議会事務局に連絡すると共に、本会議や委員会への出席を自粛する。
- ④ 全国的に非常事態宣言が発令されていることから、県外への出張は自粛する。
- ⑤ 集団で飲食を伴う懇親会等の参加を自粛する。
- ⑥ 議員控室においても、接触に気を付ける等感染防止に努める。

3. 行政視察及び行事の実施について

- ① 当面の間、議会運営委員会並びに常任委員会の県外視察研修は見送る。
- ② 他市町からの視察研修は、当面受入はしない。

4. 議員又は議会事務局職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- ① 感染防止対策を徹底する。
- ② 会議の日程変更または中止等の対策を講じる。
- ③ その他、必要な措置を講じる。

5. 議員又は議会事務局職員の家族に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- ① 感染防止対策を徹底する。
- ② 家族に感染者がいる議員は登庁しない。(2週間程度の自宅待機)
- ③ 会議の日程変更または中止等の対策を講じる。
- ④ その他、必要な措置を講じる。

6. その他

- ① 職員間の感染防止対策である執務内で勤務する職員のソーシャル・デ

インスタンスの確保について、町職員に準じて議会事務局職員の在宅勤務及び時差出勤等の導入を推進する。

新型コロナウイルス感染拡大を防止すると共に、町民の皆様への地域経済や住民生活を支援するため、緊急支援の実施を求める要望書を議会として町長に提出し、その結果、下記の3つの施策が実施された。

- ① 子育て世帯の負担軽減が図られるよう、18歳以下の全町民に一律1万円を給付する。
- ② 収入が減少し、生活に困窮する低所得者等へ支援策を行う。
- ③ 売り上げが減少した、商工業者への支援策を行う。